

利 用 上 の 注 意

工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 10 号）であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

なお、工業統計調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成 13 年工業統計調査は、平成 13 年 12 月 31 日現在で実施した。

4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 5 年総務庁告示第 60 号）に掲げる「大分類 F-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。工業統計調査は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者 4 人以上の事業所、従業者 3 人以下の事業所のうち特定業種（別表 1 参照）に該当する事業所を調査の対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

6. 公 表

平成 13 年工業統計調査の集計結果は、平成 13 年工業統計表「産業編」、「品目編」、「市区町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」及び「企業統計編」として公表する。

「用地・用水編」は、従業者 30 人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地、工業用水の使用状況などを表章している。「産業編」は、従業者 4 人以上の事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「品目編」は、従業者 4 人以上の事業所について、それぞれの製造品及び加工品を品目別に集計したものである。「市区町村編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。「工業地区編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。また、「企業統計編」は、従業者 4 人以上の事業所について、事業所単位の調査結果を企業単位に組み替え集計したものである。

平成13年工業統計表 用地・用水編について

1. 用地・用水編の集計

用地・用水編は、平成 13 年工業統計調査における「工業調査票甲」について、産業別に集計したものである。

工業用地・用水に関する調査は、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく承認統計調査として、昭和 33 年に工業統計調査の附帯調査として開始されたが、この調査の結果は国及び地方公共団体の行政施策の資料として重要、かつ、工業統計調査の集計結果と密接な関係があることなどにより、昭和 38 年調査から工業統計調査の指定調査項目となっている。

2. 工業統計調査用産業分類

- (1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している（例外については別表 2 参照）。
- (2) 「中分類 22 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、別表 3 参照。

3. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

製造品が単品のみ**の**事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。

製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

その産業とは、「中分類 26 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

4. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数は、平成 13 年 12 月 31 日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数は、平成 13 年 12 月 31 日現在の数値である。

従業者とは、常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者と臨時雇用者の計をいうが、統計表でいう従業者数は、臨時雇用者を除いたものである。

常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

ア 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで上記ア、イに該当する者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている者をいう。

(3) 製造品出荷額等は、平成 13 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでなく及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んだ額である。

したがって、本編の製造品出荷額等は、品目編の製造品出荷額とは一致しない。ただし、製造品出荷額、加工賃収入額の全国計は、品目編の製造品出荷額、加工賃収入額の全国計とそれぞれ一致する。

製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 13 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 13 年中に返品されたものを除く）

製造品出荷額は、工場出荷価額によっている。ただし、次のものはそれぞれ下記の価額によっている。

ア 消費税及び内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計）を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額

イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷価額

加工賃収入額とは、平成 13 年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額などをいう。

(4) 工業用地

事業所敷地面積は、平成 13 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

事業所建築面積は、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。

なお、平成 13 年 12 月 31 日現在、建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含まれる。

事業所延べ建築面積は、事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。

(5) 工業用水

淡水

ア 水源別用水量

a 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。

・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。

b 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

c その他の淡水は、「a 公共水道」、「b 井戸水」、「d 回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

d 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかの有無は問わない。

イ 用途別用水量

a ボイラ用水は、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいう。

b 原料用水は、製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。

c 製品処理用水及び洗じょう用水は、原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用した水をいう。

d 冷却用水・温調用水のうち、冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、温調用水は、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいう。

e その他は、「a ボイラ用水」～「d 冷却用水・温調用水」以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいう。

海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度 200PPM 以上の水をいう。

(6) 工業地区

本編の工業地区別統計表に示した 236 地区は、「工業地区編」と併せて利用できるよう同一の地区を選定している。

ア 経済産業省が平成 14 年に実施した工場適地調査の対象地区のうち、事業所数 200 以上の工業地区

イ 工業再配置促進法（昭和 47 年法律第 73 号）で移転促進地域に指定された地域のうち、東京 23 区及び大阪市

工業地区の選定は、10 年ごとに見直しを行っており、現在の工業地区は平成 13 年調査から適用している。また、市区町村の工業地区内の移動（合併、追加、削除等）については、毎年 12 月末時点で補正している。

工業地区の名称及びその範囲については、9～16 ページに掲載した「地区の範囲」参照。

5. 表 章

本編の概況では、「中分類 29 一般機械器具製造業」に「中分類 33 武器製造業」を含めている。また、産業名を略称で表示している場合がある（別表 4 参照）。

なお、前年（末）比を前年比と表記している。

6. 記号及び注記

- (1) この統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「」はマイナスの数値を表している。「」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。
- (2) 金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入している。
- (3) 「中分類 29 一般機械器具製造業」におけるイタリックの数値は、「中分類 33 武器製造業」の数値を加算した値である。

その他の注意事項

1. 平成 10 年調査において事業所の捕そくを行っており、数値を時系列で使用する際には留意されたい。
2. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成13年 工業統計表」による旨を明記してください。
3. この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

電話（03）3501-9929、9945（直通）

統計アクセス用 URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

本統計表は再生紙を使用しております。